

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：肥料対策費

事業名 肥料検査指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 ぎふ清流G A P推進係 電話番号：058-272-1111(内4115)

E-mail : c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 443千円 (前年度予算額) 443千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	443	0	0	443	0	0	0	0
要求額	443	0	0	443	0	0	0	0
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、普通肥料の登録や登録有効期間の更新、特殊肥料の届け出受理等の事務を行う。
- 肥料生産業者等への立入検査による肥料の品質確認等を行い、肥料の品質保全を図る。

(2) 事業内容

- 普通肥料の登録、登録有効期間の更新、特殊肥料届出受理、肥料販売届受理
- 肥料生産業者、肥料販売業者への立入検査
- 肥料の県内生産・流通調査実態調査、情報収集

(3) 県負担・補助率の考え方

肥料登録等手数料収入

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	35	出張旅費
需用費	338	事務用消耗品購入費、肥料分析用消耗品購入費
役務費	70	通信運搬費
合計	443	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、各都道府県が国と協力して実施する。

(2) 後年度の財政負担

安全な肥料資材の流通を確保し、安全・安心な農業生産の推進を図る。

(3) 事業主体及びその妥当性

肥料の品質の確保等に関する法律の規定により、都道府県が処理すると規定されている。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、普通肥料の登録や登録有効期間の更新、特殊肥料の届出受理等の事務及び肥料生産業者等への立入検査による肥料の品質確認等を行い、肥料の品質保全を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (Rー)	達成率
①立ち入り検査実施件数	—	0件	2件	2件	2件	0%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和 2 年 度	・普通肥料の登録、更新にあたり、製造方法等を確認することによって肥料の品質確保を図った。 ・特殊肥料生産業の届出の受理にあたり、規格に基づいた製品であることを原材料や製造方法で確認した。 ・生産登録者への立ち入り検査を実施し、原材料や製造方法を現地確認し、登録どおりの肥料品質が保持されていることを確認した。
	指標① 目標：0件 実績：0件 達成率：0%
令和 3 年 度	・普通肥料の登録、更新にあたり、製造方法等を確認することによって肥料の品質確保を図った。 ・特殊肥料生産業の届出の受理にあたり、規格に基づいた製品であることを原材料や製造方法で確認した。
	指標① 目標：0件 実績：0件 達成率：0%
令和 4 年 度	・普通肥料の登録、更新にあたり、製造方法等を確認することによって肥料の品質確保を図った。 ・特殊肥料生産業の届出の受理にあたり、規格に基づいた製品であることを原材料や製造方法で確認した。
	指標① 目標：0件 実績：0件 達成率：0%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	肥料の品質の確保等に関する法律に基づき事業を実施することによって、肥料の品質確保につながるため、事業の必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	コロナ禍のため立入検査は控えたが、登録更新申請時や届出時に製造方法等を確認することで、肥料の品質確保が図られている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	生産数量報告の依頼に合わせて、肥料に関する注意事項等お知らせし、肥料法に係る適正な運用と品質保全を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

肥料の製造や販売には肥料取締法に基づく手続きが必要であるが、この手続きについて十分に周知されていない。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

ホームページ等を利用して、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく手続きの周知を行い、引き続き登録、更新、届出の受理、立入検査を実施し、適正な運用、肥料の品質確認を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	